

船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校文化連盟、吹奏楽連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、財団法人全国商業高等学校協会、財団法人日本学生野球協会及び財団法人日本スポーツ協会に加盟する団体等が主催し、若しくは共催する全国大会若しくは関東大会又は国際大会に出場する船橋市立高等学校の文化部及び運動部に対し、予算の範囲内で船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、生徒・保護者の負担軽減を図り、学校の文化体育の向上に資するとともに、広く市民の文化スポーツへの興味関心を高め、もって市民の文化体育活動の活性化を図ることを目的とする。

（平成17．一部改正）（平成20．一部改正）（平成21．一部改正）
（令和3．一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において出場登録選手とは、各大会の要項に定める登録選手及び構成メンバー等をいう。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 補助の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

- (1) 全国大会にあつては、出場登録選手の交通費・宿泊費及び必要的経費（プログラム代等）に補助選手（登録選手数の1／2を上限とし、1人1泊3,000円とする。以下同じ。）経費と応援生徒経費を加えた総額の1／2に大会参加料等を加えた額。
- (2) 関東大会にあつては、出場登録選手の交通費・宿泊費及び必要的経費（プログラム代等）に補助選手経費を加えた総額の1／3に大会参加料を加えた額。
- (3) 国際大会にあつては、第1号に準ずる額。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、日本高等学校野球連盟が主催する全国大会については、別途協議する。
- 3 補助金の額に百円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。
- 4 大会を主催する団体等から補助金が交付されている場合は、その収入額を控除した額を補助対象経費とする。

（平成17．一部改正）（平成20．一部改正）（平成21．一部改正）

(令和 5. 一部改正)

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、第 1 条に掲げる大会に出場した各部を対象に交付する。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市立高等学校文化・体育振興補助金交付申請書（第 1 号様式）に大会要項、収支予算書等必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(交付の可否決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、その旨を船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金交付可否決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第 7 条 申請者は、事業完了後速やかに、船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金実績報告書（第 3 号様式）に収支決算書その他の関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第 8 条 市長は、前条の規定による実績報告書に基づいて、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金確定通知書（第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の時期)

第 9 条 補助金は、第 8 条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が、必要があると認めるときは、補助事業の完了前においてこれを交付することができる。

(交付請求)

第 10 条 前条のただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金交付請求書（第 5 号様式）により市長に交付の請求をしなければならない。

(令和 3. 一部改正)

(交付決定の取消等)

第 11 条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者がいるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は

既に交付した補助金があるときはその全部又は一部を返還させるものとする。

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(船橋市立船橋高等学校体育振興補助金交付要綱の廃止)

- 2 船橋市立船橋高等学校体育振興補助金交付要綱(平成14年4月施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 号様式

船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 様

補助事業者 住所
団体名
代表者名

補助金の交付を受けたいので、船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金交付要綱の規定により、次の通り申請します。

補 助 年 度	年度	
補 助 事 業	名 称	
	目的及び内容	
	効 果	
経 費 所 要 総 額	円	
経 費 所 要 総 額のうち 補 助 対 象 と な る 経 費	円	
交 付 申 請 額	円	
着 手 及 び 完 了 予 定 年 月 日	着手 年 月 日 予定	完了 年 月 日 予定
添 付 書 類	1 大会要項 2 収支予算書 3 その他	

第 2 号様式

船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

補助事業者 住所
団体名
代表者名

船橋市長 

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、次の通り決定したので船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金交付要綱の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
経 費 所 要 総 額	円
経 費 所 要 総 額のうち 補 助 対 象 と な る 経 費	円
交 付 決 定 額	円
交 付 予 定 時 期	
交 付 条 件	1 補助事業の内容又は経費の配分の変更をするときは市長の承認を得ること。 2 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第 3 号様式

船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 様

補助事業者 住所
団体名
代表者名 印

船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金交付要綱の規定により、補助事業の実施状況を次の通り報告します。

決 定 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
補 助 年 度		年度	
補 助 事 業	名 称		
	施 行 場 所		
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 額		円	
既 交 付 額		円	
経 費 所 要 総 額		円	
補 助 対 象 経 費 精 算 額		円	
補 助 事 業 の 経 過 及 び 内 容			
添 付 書 類		1 収支決算書 2 その他	

第 4 号様式

船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金確定通知書

第 号
年 月 日

補助事業者 住所
団体名
代表者名

船橋市長 印

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、次の通り補助金の額を確定したので、船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金交付要綱の規定により通知します。

決 定 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称			
交 付 決 定 額	円		
経 費 所 要 総 額	円		
補 助 対 象 経 費 精 算 額	円		
補 助 率			
交 付 確 定 額	円		

第 5 号様式

船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 様

補助事業者 住所
団体名
代表者名 印

船橋市立高等学校学校文化・体育振興補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を次の通り請求します。

決 定 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称			
交 付 決 定 額	円		
交 付 確 定 額	円		
既 交 付 額	年 月 日 交付 円		
今 回 請 求 額			
未 交 付 額			
添 付 書 類	1 補助金交付決定通知書の写 2 その他		